

令和 7 年度

菰野町太陽光発電設備等設置費補助金
交付申請の手引き

お問合せ

菰野町役場 環境課 平日 8 : 30～17 : 15

(※土日祝及び年末年始 12/28～1/4 以外)

〒510-1292

三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

TEL : 059-391-1150 FAX : 059-391-1193

E-mail : kankyou@town.komono.mie.jp

1 対象者

菰野町内の自ら所有し居住する住宅の屋根等に「太陽光発電設備」を設置する方

主な条件

- 固定買取価格制度による売電をする方（FIT 等の認定を受ける方）は対象となりません。
- 自己託送をする方は対象となりません。【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う。
- 国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません。
- 発電した電力の 30%以上を自家消費する必要があります。
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります。
- 町税等の滞納がある方は対象となりません。
- 設備設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります。（売電した分の価値は設置者のものとできません。）
- 設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません。

2 対象となる設備

- （1）太陽光発電設備
- （2）蓄電池…（1）の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限ります。

主な条件

- 令和 7 年 6 月 1 日（日）以降に事業に着手したものが対象となります。
※一般的には契約日が事業着手日となります。
- 令和 8 年 1 月 30 日（金）までに事業を完了してください。
※事業完了後、20 日以内又は 1/30 のいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要となります。
- 中古品、リース品は対象となりません。
- 既存の設備への増設又は買替えは対象となりません。
- 蓄電池は 20kWh 未満のものに限ります。
- 蓄電池については、別添①「蓄電池の仕様」をご確認ください。
- 補助対象設備設置後に、自家消費割合報告を 3 年間していただきますので、年間発電量を記録する装置が必要となります。（自家消費割合報告については本手引き p. 4 を参照してください。）

3 補助金の額

- （1）太陽光発電設備（補助の対象は 4kW まで）
 - 7 万円/kW（千円未満切り捨て） ※4 kW 未満で端数のあるものは、少数点以下切り捨て
- （2）蓄電池（20kWh 未満のもの。補助の対象は 2kWh まで）
 - 蓄電池価格（工事費込み・税抜き）の 3 分の 1 の額（千円未満切り捨て）
ただし、1 kWh 当たり 15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）の 3 分の 1 の額（千円未満切り捨て）を上限とします。
蓄電池の価格は 12.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となるよう努めてください。
 - ※2 kWh 未満で端数のあるものは、少数点第 2 位以下切り捨て

4 申請について

菰野町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。

配布場所

菰野町役場 環境課 又は 町HPからダウンロード

提出先

菰野町役場 環境課 郵送又は持参

※持参の場合は午前8時30分～午後5時15分

申請期間

・令和7年7月1日（火）～令和7年12月25日（木）（郵送の場合は12/25の消印有効）

※予算の上限に達した場合は受付を終了します。なお、同日に複数件申請があり、予算の上限に達した場合は、抽選により受付順を決定します。

[https://www2.town.komono.mie.jp/
www/contents/1747805983918/
index.html](https://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1747805983918/index.html)



添付資料について

○対象設備の設置に係る見積書の写し

- ・施工業者選定にあたっては、原則として複数者の比較（事業提案を受ける、見積もりを取る等）を行ってください。ただし、複数者の比較が困難な場合（例：早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難）はこの限りではありません。
- ・見積書については別添②「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください。
- ・蓄電池の価格は12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となるよう努めてください。具体的には、複数者から見積りを取得する、複数の販売事業者に対して12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となる蓄電システムの調達可否の確認を行うなど、確認をしたことが分かる書類を提出してください。

○工事契約書の写し（申請時に契約済みの場合）

※見積書と金額が異なる場合は、契約金額の内訳書も提出してください。

○対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- ・敷地の図面（1/100程度）に設備を設置する場所を明示してください。
- ・住宅地図等（1/1500程度）に住宅の位置を示してください。

○対象設備の仕様書

- ・製品カタログ等、設備の仕様が分かる資料（コピー可）

○蓄電池の仕様を確認するための書類

- ・蓄電池の仕様を満たしていることを確認します。別添⑤の蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリストを活用して書類を提出してください。なお、チェックリストのうち、保有期間、廃棄方法及びアフターサービスの項目については、実績報告の時に提出することとします。

○誓約書（申請者用）

- ・別添③の誓約書を確認のうえ提出してください。

○誓約書（施工事業者用） ※申請時に契約済みの場合

- ・申請時に未契約の場合は、施工業者が決定次第、別添④の誓約書の作成を依頼し、速やかに提出ください。（ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。）

○対象設備で発電する電力の消費量計画書

- ・任意の様式で、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をお願いします。

○委任状

- ・行政書士等、工事施行者以外へ事務を委任する場合は提出してください。

○住民票の写し、住宅等の所有者が確認できる書類

5 実績報告について

菰野町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号）を提出してください。

提出先

菰野町役場 環境課 郵送又は持参

※持参の場合は平日午前8時30分～午後5時15分

提出期限

・事業完了から20日以内又は令和8年1月30日（金）のいずれか早い方（必着）

※一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります。

添付資料について

○契約書の写し（申請時に提出している場合は不要）

- ・見積書と異なる場合は別添②「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考にして契約金額の内訳書を提出してください。

○領収書の写し

- ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。
- ・施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

○対象設備の保証書の写し

- ・申請時に提出の「カタログ」等と実績報告時に提出する「保証書（メーカー保証）」により、蓄電池の仕様を満たしていることを確認します。
- ・別添⑤「蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト」を活用してください。

○発電設備の連系に関するお知らせの写し

- ・一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド(株)など）と発電設備が系統連系したことがわかる（系統連系受給開始日が記載されている）書類 ※接続検討結果書ではありません。

○売（買）電契約書（特定契約書）等の写し

- ・小売電気事業者（中部電力ミライズ(株)など）と売電契約したことがわかる書類（売電しない方は不要）

- 対象設備を設置状況が分かる写真（施工前、施工中、施工後）
- 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください。
（例）電力消費量計画が変更となった
- ※申請時から住所変更されている場合は、実績報告時に住民票の写しの提出が必要です。

6 補助金の支払いについて

- 事業完了後の精算払いとします。
- 実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに菰野町太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第8号）を提出してください。

7 自家消費割合報告について

- 菰野町太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書（様式第11号）を提出してください。
 - ・報告の対象期間は、事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とします。
 - ・提出期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日とし、3年間毎年報告してください。
- （例：令和7年1月に事業が完了した場合、下表のとおり計3回の報告を行うこと）

報告対象期間	報告期限
令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年7月31日
令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年7月31日
令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年7月31日

提出先

菰野町役場 環境課 【郵送又は持参】
※持参の場合は午前8時30分～午後5時15分

提出期限

○報告対象年度（3か年）の翌年度の7月31日まで【必着】

添付資料について

- 発電量及び自家消費量の1年間分の実績が分かる書類
 - ・モニターから出力したデータ等を取りまとめて報告してください。

8 財産処分について

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください。
- 法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の譲渡や処分等を行う場合は、必ず、事前に町へ相談してください。（一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。）

9 その他

- 当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）等は補助対象年度の属する翌年度以降5年間保存してください。ただし、法定耐用年数が5年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- 提出された書類は返還しません。
- 提出された交付申請書等は、菰野町情報公開条例（平成10年3月26日条例第3号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- 国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。
- 申請にあたっては、菰野町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱を必ずご確認ください。

蓄電池の仕様

(1) 蓄電池パッケージ

ア 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

エ 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

(3) 蓄電池部安全基準

「JIS C8715-2」又は「IEC 62619」の規格を満足すること。

(4) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 「JIS C4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C4412」適用の猶予期間中は、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」※の規格も可とする。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

(5) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(6) 保証期間

ア メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません（ただし、内訳について別途聞き取り調査等を行うことがあります）

菰野町太陽光発電設備等設置費補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- 2 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 5 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 6 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- 7 20kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 8 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 9 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 10 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 11 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 12 補助対象設備を処分する際は、関係法令（菰野町の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- 13 10kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 14 10kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- 15 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1 時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握、管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。
- 16 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 17 発電した電力量のうち 30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
- 18 補助対象設備に対し、国や県から他の補助金等を受けていないこと。

年 月 日 署名 _____

_____様が菰野町太陽光発電設備等設置費補助金を受けて設置する設備の施工に際し、下記の事項について誓約します。

- 1 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 2 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 3 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 4 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 5 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 6 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 7 導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことを登録対象機器の添付書類（取扱説明書等）に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起すること。

年 月 日

施工事業者名 _____

代表者名 _____ 印

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

別添⑤

●以下の内容が記載されているカタログ等の該当ページのコピーを提出してください。冊子の場合は該当ページ以外に、表紙と裏表紙のコピーもあわせて提出してください。

項目		チェック欄
蓄電池パッケージ ・システム全体を統合して管理するための番号		☐
性能表示基準	・初期実効容量	☐
	・定格出力	☐
	・出力可能時間の例示	☐
	・保有期間（申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類）	☐
	・廃棄方法 （使用済み蓄電池の廃棄、回収方法が記載された書類）	☐
	・アフターサービス （国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類）	☐
蓄電池部安全基準 ・「JIS C8715-2」に準拠したものであることが分かる書類		☐
蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） ・「JIS C4412」に準拠したことが分かる書類 ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C4412」適用の猶予期間中は、「JIS C4412-1」若しくは「JIS C4412-2」の規格も可とする。（注）「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。		☐
震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） ・第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類（蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ）		☐
保証期間 ・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類		☐

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。